

山梨県公報

第六百十五号
令和七年
十二月八日
月曜日

県道

市川三郷身
延線

南巨摩郡身延町北川字後山四〇
一〇番地先から
三八番一地先まで

七六・三

令和七年十
二月八日

目次

告示

- 土地改良区の定款の一部変更の認可……………六六九
- 道路の供用開始……………六六九
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………六六九

公告

- 開発行為に関する工事の完了について……………六六九
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………六六九

告示

山梨県告示第三百五十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第三十条第二項の規定により、令和七年十一月二十七日笛吹川沿岸土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和七年十二月八日

山梨県知事 長崎幸太郎

山梨県告示第三百十六号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県農土整備部道路管理課及び県南建設事務所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和八年一月五日まで一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日

山梨県知事 長崎幸太郎

道路の種類	路線名
区間	
延長(メートル)	
供用開始の期日	

公告

山梨県告示第三百十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十二月八日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 指定の年月日 令和七年十一月二十八日
- 二 指定道路の位置 上野原市上野原字寺畠四千四十四番九
- 三 指定道路の幅員 最大四・〇七メートル 最小四・〇四メートル
- 四 指定道路の延長 三十四・二四メートル

- 開発行為に関する工事の完了について
- 都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和七年十二月八日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺千百八十八番一、千百八十八番二、千百八十九番一から三、千百九十番、千百九十一番一から四、千百九十二番一から三及び千百九十二番四の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都練馬区向山四丁目一番一号 株式会社B&Vホールディングス 代表取締役 渡部記春

- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
- 都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和七年十二月八日

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市松山字沢畑千二百四十番二十、千二百五十七番、千二百五十八番一及び千二百五十九番四の区域

山梨県知事 長崎幸太郎

公共施設の種類	位置及び区域
道路 公園 ゴミ置場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士吉田市役所に備え置いて縦覽に供する。）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県富士吉田市下吉田三丁目十六番二十二号カワビル二階 株式会社ハリー・エステート 代表取締役 川井 博祐